

# 平成23年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（概要版）

## 1 趣 旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した「平成23年度における対応状況の調査結果」のうち、山梨県の集計結果を公表する。

## 2 調査の概要

調査方法：養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象：65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日

## 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報相談件数

相談・通報受理件数は、4件であり、虐待と判断された件数は1件であった。

表1 相談・通報対応件数

	H23年度	H22年度
相談・通報受理件数	4件	6件
虐待と判断された件数	1件	1件
被虐待者数	4人	1人

### (2) 虐待と判断された事例

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 4人
	(年齢階級) 80～84歳 1人
	85～89歳 2人
	90～94歳 1人
	(要介護度) 要介護4 1人 要介護5 3人
虐待を行った従事者の職種	管理者
施設の種類	認知症対応型共同生活介護
虐待の種別・類型	身体的虐待
市町村が行った措置	事業者に対する改善勧告及び是正指導

#### 4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

##### (1) 相談・通報対応件数

相談・通報受理件数は202件、虐待と判断された件数は104件であった。相談・通報受理件数は前年より18件増加し、虐待と判断された件数は12件の減少であった。

表2 相談・通報対応件数

	H23年度	H22年度
相談・通報受理件数	202件	184件
虐待と判断された件数	104件	116件
被虐待者数	118人	126人

##### (2) 相談・通報者

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が45.5%と最も多く、次いで「家族・親族」が16.8%、「被虐待者本人」が14.4%、「近隣住民・知人」が8.4%であった。

表3 相談・通報者（複数回答）

（単位：件）

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他
H23年度	92(45.5%)	17(8.4%)	8(4.0%)	29(14.4%)	34(16.8%)	3(1.5%)	13(6.4%)	11(5.4%)	14(6.9%)
H22年度	83(45.1%)	18(9.8%)	21(11.4%)	14(7.6%)	18(9.8%)	4(2.2%)	15(8.2%)	17(9.2%)	15(8.2%)

（注）1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合は、重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数202件と一致しない。

##### (3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は194件、「事実確認調査を行っていない事例」は8件であった。

「事実確認調査を行った事例」のうち、「立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」は186件であり、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が145件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が41件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」8件は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査を不要と判断した事例」が3件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が5件であった。

表4 事実確認調査の状況

(単位：件)

	H23年度	H22年度
相談・通報総数	202(100%)	184(100%)
事実確認調査を行った事例	194(96.0%)	180(97.8%)
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	186(95.9%)	177(96.2%)
訪問調査により事実確認調査を行った事例	145	138
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	41	39
立入調査により事実確認調査を行った事例	8(4.1%)	3(1.6%)
(立入調査のうち)警察官が同行した事例	4	2
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	4	1
事実確認調査を行っていない事例	8(4.0%)	4(2.2%)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査を不要と判断した事例	3	0
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	5	4

## (4) 事実確認調査の結果

「事実確認調査を行った事例」194件のうち、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)は104件で、被虐待者は、118人であった。

以下、虐待判断事例の総数104件(被虐待者数118人)を基に、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等について集計を行った。

(注)1件の事例に対し、被虐待者が複数となる事例があるため、虐待判断事例の総数104件に対する被虐待者数は118人となる。

## (5) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が59.3%と最も高く、次いで「心理的虐待」が34.7%、「経済的虐待」が22.0%、「介護、世話の放棄等」が20.3%であった。

表5 虐待の種別・類型(複数回答) (単位：件)

	H23年度	H22年度
身体的虐待	70(59.3%)	76(60.3%)
介護、世話の放棄等	24(20.3%)	34(27.0%)
心理的虐待	41(34.7%)	50(39.7%)
性的虐待	0	0
経済的虐待	26(22.0%)	31(24.6%)

(参考)

- ・身体的虐待：殴る、蹴る等
- ・心理的虐待：怒鳴る、罵る等
- ・性的虐待：強制的な身体への接触、裸体の放置等
- ・経済的虐待：無断の金銭使用等

(注)1件の事例に対し、種別・類型が複数の場合があるため、内訳の合計は虐待判断事例の総数104件と一致しない。なお、%は被虐待者数118人に対する割合となっている。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が72.0%、「男性」が28.0%と「女性」が被虐待者の7割以上を占め、年齢階層別では、「85～89歳」が22.9%と最も多く、次いで「80～84歳」が21.2%、「75～79歳」が18.6%であった。被虐待者の78.0%が75歳以上であった。

表6 被虐待者の性別 (単位：人)

	H23年度	H22年度
男性	33(28.0%)	18(14.3%)
女性	85(72.0%)	108(85.7%)
計	118(100%)	126(100%)

表7 被虐待者の年齢階層 (単位：人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	計
H23年度	9(7.6%)	16(13.6%)	22(18.6%)	25(21.2%)	27(22.9%)	18(15.3%)	1(0.8%)	118(100%)
H22年度	10(7.9%)	11(8.7%)	25(19.8%)	27(21.4%)	32(25.4%)	21(16.7%)	0(0%)	126(100%)

イ 要介護認定者数

「認定済み」が72.9%であり、全体の約7割が介護保険は「認定済み」の状況であった。また、「未申請」は18.6%であった。

表8 被虐待者の介護保険申請状況

(単位：人)

	H23年度	H22年度
未申請	22(18.6%)	36(28.6%)
申請中	1(0.9%)	2(1.6%)
認定済み	86(72.9%)	87(69.0%)
認定非該当	9(7.6%)	1(0.8%)
計	118(100%)	126(100%)

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度

上記イ「被虐待者の介護保険申請状況」(表8)において、「認定済み」であった86人を対象とした「要支援・要介護状態区分」は、「要介護3以下」が73.3%であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度は「自立度Ⅱ以上」の者が79.1%であった。

表9 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分  
(単位：人)

	H23年度	H22年度
要支援1	1(1.2%)	3(3.5%)
要支援2	2(2.3%)	9(10.4%)
要介護1	17(19.8%)	16(18.4%)
要介護2	19(22.1%)	13(14.9%)
要介護3	24(27.9%)	21(24.1%)
要介護4	15(17.4%)	17(19.5%)
要介護5	7(8.1%)	8(9.2%)
不明	1(1.2%)	0(0.0%)
計	86(100%)	87(100%)

表10 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度  
(単位：人)

	H23年度	H22年度
自立または認知症なし	6(7.0%)	8(9.2%)
自立度Ⅰ	12(13.9%)	15(17.2%)
自立度Ⅱ	25(29.1%)	29(33.3%)
自立度Ⅲ	32(37.2%)	25(28.7%)
自立度Ⅳ	7(8.1%)	6(6.9%)
自立度Ⅴ	3(3.5%)	3(3.4%)
認知症はあるが自立度不明	1(1.2%)	1(1.1%)
自立度Ⅱ以上(再掲)	68(79.1%)	64(73.6%)
認知症の有無が不明	0	0
計	86(100%)	87(100%)

エ 虐待者との同居・別居

「虐待者と同居」が89.4%であった。

表11 虐待者との同居・別居 (単位：件)

	H23年度	H22年度
虐待者と同居	93(89.4%)	105(90.5%)
虐待者と別居	8(7.7%)	11(9.5%)
その他	3(2.9%)	0
計	104(100%)	116(100%)

オ 世帯構成

「既婚の子と同一世帯」が39.4%と最も多く、次いで「夫婦二世帯」が24.0%であり、両者を合わせると63.4%であった。

表 12 世帯構成 (単位：件)

	H23 年度	H22 年度
単身世帯	6 ( 5.8%)	6 ( 5.2%)
夫婦二世帯	25 (24.0%)	14 (12.1%)
未婚の子と同一世帯	23 (22.1%)	47 (40.5%)
既婚の子と同一世帯	41 (39.4%)	33 (28.4%)
その他	9 ( 8.7%)	16 (13.8%)
計	104 ( 100%)	116 ( 100%)

カ 虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が43.2%と最も多く、次いで「夫」の14.4%、「娘」11.9%の順であった。

表 13 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答) (単位：人)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他
H23 年度	17(14.4%)	11(9.3%)	51(43.2%)	14(11.9%)	10( 8.5%)	4(3.4%)	1(0.8%)	6(5.1%)	4(3.4%)
H22 年度	12( 9.3%)	4(3.1%)	67(51.9%)	17(13.2%)	16(12.4%)	2(1.6%)	3(2.3%)	7(5.4%)	1(0.8%)

(注) 1件の事例に対し、複数の者から虐待を受けていた場合は、重複して計上されている。

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

虐待の対応策については、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が36.4%で、一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は57.0%であった。

表 14 分離の有無 (単位：件)

	H23 年度	H22 年度
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	39(36.4%)	38(30.1%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	61(57.0%)	81(64.3%)
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	2( 1.9%)	0
現在対応について検討・調整中の事例	2( 1.9%)	3( 2.4%)
その他	3( 2.8%)	4( 3.2%)
計	107( 100%)	126( 100%)

(注) 件数(計107件)には、平成22年度に虐待の事実確認を行ない、対応について検討・調整中であった事例3件が含まれる。

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例の対応は、「契約による介護サービスの利用」が61.0%と最も高く、次いで「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が12.2%の順であった。なお、「その他」14.6%の対応は、他の親族の対応、虐待者の転居等であった。

表 15 分離を行った事例の対応

(単位：件)

	H23 年度	H22 年度
契約による介護保険サービスの利用	25(61.0%)	17(44.7%)
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	5(12.2%)	3(7.9%)
(上記のうち) 面会の制限を行った事例	4	1
緊急一時保護	2(4.9%)	7(18.4%)
医療機関への一時入院	3(7.3%)	5(13.2%)
その他	6(14.6%)	6(15.8%)
計	41(100%)	38(100%)

(注) 件数(計41件)は、表14に示す「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」及び「被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例」をあわせた件数である。

ウ 分離していない事例の対応

分離していない事例の対応は、「養護者に対する助言・指導」が34.0%と最も高く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランの見直し」が23.7%、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」が13.4%であった。

表 16 分離していない事例の対応(複数回答)

(単位：件)

	H23 年度	H22 年度
養護者に対する助言・指導	33(34.0%)	48(40.3%)
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	6(6.2%)	0
被虐待者が新たに介護保険のサービスを利用	13(13.4%)	16(13.4%)
既に介護保険にサービスを受けているが、ケアプランを見直し	23(23.7%)	26(21.9%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	3(3.1%)	7(5.9%)
その他	7(7.2%)	7(5.9%)
見守りのみ	12(12.4%)	15(12.6%)

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度は、「利用開始済」が7件、「利用手続き中」が2件であり、これらを合わせた9件のうち市町村申立の事例は7件であった。また、日常生活自立支援事業の利用は、3件であった。

表 17 権利擁護に関する対応

(単位：件)

	H23 年度	H22 年度
成年後見制度利用開始済	7	3
成年後見制度利用手続き中	2	2
上記のうち市町村長申立の事例	7	3
日常生活自立支援事業の利用	3	1

(8) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事例で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」で、平成23年4月1日～平成24年3月31日の間に発生し、市町村で把握している事例について報告を求めたところ1件であった。

事 項	内 容
被養護者の状況	性別 : 女性 年齢階級 : 70～74歳
養護者の状況	性別 : 男性 続柄 : 息子
事件形態	養護者の虐待(介護等放棄を除く)による被養護者の致死
被養護者の介護保険サービスの利用状況	有 通所サービスを週2回



## 【参考 用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。